**新型コロナウイルス感染症関連**

**特別定額給付金10万円の申請はお済みですか**

　特別定額給付金は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国民1人あたり10万円を給付する事業です。

　給付金を受けるには、市から郵送した申請書類、またはオンライン申請で、期限までに申請が必要です。

申請期限　令和2年8月11日（火）

問い合わせ　総務課特別定額給付金担当 25-7396

**ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します**

　新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します。

**■支給対象者**

**基本給付**　❶令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている人（全部停止者を除く）

❷公的年金などの給付を受けている人のうち、児童扶養手当が全部停止となっている人、または児童扶養手当の認定を受けていないひとり親世帯（児童扶養手当の支給制限限度額を下回る所得の人に限る）　❸児童扶養手当の支給要件を満たしているひとり親世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が、児童扶養手当の対象の水準に下がった人（児童扶養手当の全部停止者、児童扶養手当の認定を受けていないひとり親世帯を含む）

**追加給付**　❶、❷の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少した人

**■支給額**

**基本給付**　5万円（児童が2人以上のときは、2人目以降1人につき3万円）

追加給付　5万円

**■申請方法**

**基本給付**　❶の人は申請不要です。振込通知書を送付後に、7月22日に児童扶養手当の登録口座に振り込みしています。

　❷、❸の人のうち、児童扶養手当の認定を受けている人は、7月末に現況届の通知とともに申請書を送付しています。認定を受けていない人は市ウェブサイトから申請書をダウンロードするか、子育て支援課や各総合支所市民福祉課で申請してください。

**追加給付**　❶、❷の人で、児童扶養手当の認定を受けている人は、7月末に現況届の通知とともに申請書を送付しています。認定を受けていない人は、市ウェブサイトから申請書をダウンロードするか、子育て支援課や各総合支所市民福祉課で申請してください。

▶市ウェブサイトアドレス

 http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/16,40011,55,136,html

問い合わせ　子育て支援課子ども給付担当 23-6045

**ひとり親世帯に地元のお店応援「割増商品券」を支給します**

　新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、ひとり親世帯を支援するため、3割り増しの商品券「宝の都（くに）・大崎」2020地元のお店応援割増商品券を支給します。

**対象者**　❶令和2年4月分の児童扶養手当の支給を受けている人（全部停止者・生活保護受給者を除く）　❷準要保護世帯（就学援助を受けている世帯）

**内容**　対象児童1人あたり、1万3千円分の割増商品券を支給

**申込**　申請不要です。9月までに割増商品券を送付します。

問い合わせ　子育て支援課子ども給付担当 23-6045

**地元のお店応援「割増商品券」（指定券）を販売します**

　9月に販売を予定している割増商品券に先駆け、市内の特定の飲食店やサービス業などで利用できる3割り増し商品券を販売します。9月販売予定の割増商品券については、今月号広報とともに配付するチラシでお知らせします。

**購入期間**　8月上旬から無くなり次第終了

**使用期間**　8月上旬～令和3年1月31日（日）まで

**料金**　1セット10,000円（1,300円×10枚）

※一人当たり2セットまで購入可能です。

**購入方法**　スマートフォンや携帯電話でQRコードを読み込み、購入・使用できる店舗、購入時期を確認してください。

問い合わせ 「宝の都（くに）・大崎」2020地元のお店応援割増商品券実行委員会事務局（古川商工会議所内） 24-0055

**誘客促進クーポン事業参加店を募集します**

　市では、新型コロナウイルス感染症の影響により、落ち込んだ地域の消費を拡大するためのクーポン事業を実施します。この事業は、市内の参加宿泊施設へ宿泊した人を対象に、2,000円分のクーポン券を渡し、市内の参加飲食店などで使用してもらうことにより、宿泊施設および飲食店などの利用を促進し、消費拡大につなげるものです。

　実施にあたり、参加する宿泊施設および飲食店などを募集します。クーポン券は、市が発行・負担しますので、宿泊施設および飲食店などの負担はありません。参加要件など、詳しくは申込先にお問い合わせください。

**対象**　新型コロナウイルス感染症対策を実施している、市内の宿泊施設および飲食店、土産店、タクシー事業者など

**申込**　8月28日（金）までに、一般社団法人みやぎ大崎観光公社（25-9620）へ申し込み

問い合わせ 観光交流課観光担当 23-7097

**飲食店家賃支援事業の申請期限延長・対象を一部拡大します**

　飲食店家賃支援事業は、市内で店舗などを賃借し、飲食業を営む事業者に対し、不動産賃料1カ月分（上限10万円）を緊急的に支給する事業です。

　制度や申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

※対象となる事業規模を中小企業者まで拡大、加えて喫茶店営業許可を受け飲食業を営む事業者も対象とします。

**申請期限**　8月31日（月）

問い合わせ 産業商工課商工振興担当 23-7091

**感染症拡大防止協力金支給事業の申請期限を延長します**

　感染症拡大防止協力金支給事業は、県からの要請に応じて、令和2年4月25日から同年5月6日までのすべての期間で、休業などに協力した中小の事業者に対し、県・市から協力金30万円を支給する事業です。

　制度や申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

**申請期限**　8月31日（月）

問い合わせ 産業商工課商工振興担当 23-7091

**介護予防と健康づくりに取り組みましょう**

　新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、屋内で過ごす時間が長くなり、活動量が低下すると、転倒し骨折しやすくなったり、特に高齢の人は、要介護状態に至るリスクが高まります。屋内でも意識して体を動かすことが大事です。

　自宅で椅子に座ってできる「いきいき百歳体操」は筋力アップの体操です。ＤＶＤの貸し出しも行っていますので、お問い合わせください。

市のウェブサイト（http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/12,18617,40,127,html）では、さまざまな体操を紹介しています。継続することで、筋力や体力とともに今の生活を維持・改善することができます。

　また、「足腰が弱くなり生活がしづらい」、「物忘れが気になる」など、不安なことがありましたら、地域包括支援センターに相談してください。

問い合わせ 大崎市地域包括支援センター　古川地域 ８７－３１１３

 　　　　　　　　　　　　　　　　　 志田地域 ５３－１２７１

 玉造地域 ７２－４８８８

 田尻地域 ３９－３６０１